

## 平成28年度臨時福祉給付金

記事ID 7206

[HPを見る](#)

☎ 臨時福祉給付金専用ダイヤル ☎63-3092 (受付時間 平日9:00から16:00まで)  
※上記が混み合うなど繋がりにくい場合は、福祉施策課(☎56-0553)に電話してください。

**対象者** 平成28年1月1日現在、長久手市に住民票があり、平成28年度分(平成27年中所得)の市民税が課税されていない人※ただし、課税者の扶養となっている場合や生活保護制度を受けている場合などは対象となりません。

**支給額** 支給対象者1人につき3千円

## 障害・遺族基礎年金受給者向け 年金生活者等支援臨時福祉給付金

[HPを見る](#)

記事ID 7206

☎ 臨時福祉給付金専用ダイヤル ☎63-3092 (受付時間 平日9:00から16:00まで)  
※上記が混み合うなど繋がりにくい場合は、福祉施策課(☎56-0553)に電話してください。

**対象者** 平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、障害基礎年金及び遺族基礎年金等について平成28年4月分の受給がある人(同年5月分の受給のない人を除く。)または同年5月分の受給がある人。

**支給額** 支給対象者1人につき3万円

上記の2つの給付金は、申請書が一緒になっていますので、併せて申請してください。なお、高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金とは併給ができませんのでご注意ください。

※平成28年1月2日以降に長久手市に転入した人は、平成28年1月1日時点で住民票がある市区町村で申請してください。

**申請方法** 10月31日(月)までに次の書類を提出してください。

- ・申請書 ※給付金の支給対象となる可能性のある人へ8月上旬頃に申請書を送付します。
  - ・申請者全員分の本人確認できるもの(運転免許証、健康保険証、パスポートなど)の写し
  - ・振込先口座の通帳(金融機関名・支店名・口座番号・名義人がわかる部分のみ)の写し
- <郵送の場合>同封の返信用封筒にて返信か、福祉施策課宛てに送付してください(10月31日(月)当日消印有効)。  
<直接持参する場合>本庁舎2階東側「臨時福祉給付金特設窓口」に提出してください。

### 支給について

- ・申請書を提出した人であっても、審査結果によっては支給対象とならないことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・必要書類が添付漏れや、申請期間を過ぎてからの申請は、給付金がお支払いできませんのでご注意ください。
- ・審査が終了した人から順次、お支払いします。また、書類に不備または確認に時間を要する場合がありますので、ご了承ください。



### 「振り込め詐欺」や「個人情報 の詐取」にご注意ください

- ・「臨時福祉給付金」の支給について、ATMの操作をお願いすることはありません。
  - ・市役所から給付金等に関するメールを送信することはありません
- 少しでも疑問に思ったら、福祉施策課(56-0553)や愛知警察署(39-01110)または警察相談専用電話#9110)にご連絡ください。

[HPを見る](#)

記事ID 7206

## 高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金の申請は7月25日(月)までです

給付金の支給対象となる可能性のある人へ、4月下旬に給付金申請書を送付しています。

まだ、申請されていない人は、必要書類を添付し、期限までに申請してください。

詳しくは市 [HP](#) または、広報5月号5ページをご覧ください。